

## 第8回 喜多方市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年7月19日（金）午後1時30分  
会 場 山都開発センター 3階 大集会室

### 2. 委員定数 19名

### 3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 木戸 賢治

委 員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 鈴木 隆   | 2番 大津 康男  | 3番 菊地善一郎  |
| 4番 二瓶 崇   | 5番 高野 進   | 6番 菅井 大輔  |
| 7番 齋藤 澄子  | 8番 山口 久人  | 9番 木村富士男  |
| 10番 武藤 常雄 | 11番 小林 博行 | 12番 小沢 勝則 |
| 13番 小林千代松 | 14番 横山 敏光 | 15番 佐藤 光伸 |
| 16番 渡部 信夫 | 17番 庄司 英喜 |           |

### 4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

### 5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

### 6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第13号 会務報告について

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 15 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出  
について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 41 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 42 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 43 号 現況確認証明申請について

議案第 44 号 農業振興地域整備計画の変更（案）について

議案第 45 号 農用地利用集積計画について

議案第 46 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 小 林 孝 昭

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 達 哲 弥

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 高 橋 健 治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日は何かとお忙しいところ第 8 回農業委員会総会にご出席をいた

だきまして、大変ご苦勞様でございます。ようやく梅雨も明けるということで、予報でいいますと来週の前半辺りに梅雨が明けるという予報が出ております。梅雨が明けますと夏本番ということになりますので、熱中症に十分留意して農作業又は行動をしていただきたいと思います。また、新型コロナは第11波で変異株により感染者が多いということで、感染には十分注意していただきたいと思います。ここ1週間から10日で感染が拡大しているということで、大変心配であります。また、明日から小学生、中学生、高校生が夏休みに入りますし、お盆の帰省ということ、インバウンドで海外からの旅行者が多いということで、かなりの人出が予想されます。益々変異株による拡大により医療機関の混雑が心配されますので、皆さんは今まで通り感染予防に徹していただきたいと思います。今日は、総会終了後に全体会議ということで、地域計画に関連して法改正がありましたので、中間管理機構を通した貸借について、早めに皆さん習得して農家のエアをしていただくことも大切になりますので、総会と全体会併せてよろしくお願ひしたいと思います。

本日の総会には、報告3件、議案6件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第8回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、13番 小林千代松委員、14番 横山敏光委員を指名いたします。

（報告事項）

○議長

はじめに、「報告第13号 会務報告について」、「報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、「報告第15号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について」の報告事項を議題いたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第13号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔5件を朗読、説明。〕

報告第15号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

報告第15号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について、9番 木村富士男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔報告第15号について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番木村です。農地法施行規則第29条第1項第1号 案件No.1について、補足説明いたします。去る7月10日午前9時50分ごろから届出人の○○○さん、行政書士の○○○さん、推進委員の鈴木さん、小林次長と私の5人で現地調査並びに聞き取り調査を行ないました。本案件は、25年ほど前に届出なしに農作業小屋を建設したもので、顛末書が提出されております。建物は廃材を利用してあり、土間の状態でありました。建物の外側は、北側、西側にはコンクリート擁壁が入っており、水路に土砂等の流出防止措置がなされておりました。また、外の周囲は雪捨て場や通路になっており、周囲に悪影響を及ぼすことはないことを確認しました。よって、今回の届出については何ら問題ないものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第13号から報告第15号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第13号から報告第15号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第13号から報告第15号までは了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1について、17番 庄司英喜委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○庄司英喜委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番庄司英喜です。議案第41号について、報告をいたします。農地法第3条 権利設定の案件No.1について、去る7月4日木曜日の午前中に関係者である譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんの立ち会いのもと現地調査並びに申請者からの内容の聞き取り調査を行ないました。譲

渡人は高齢に伴う病気療養中であり、耕作出来ないと判断をいたしました。また、譲受人については譲渡人の要望を受けて自宅の近くでもあり、現在も譲渡人の大半の農地を受託耕作している状況にあります。申請地につきましては、登記上は原野ですが、基盤整備に伴い道路や水路も整備され、後に農地（田）として耕作をして来ました。今後、農業委員会の許可以降は、そば畑として無償で荒らさない程度の耕作を予定しております。以上を踏まえて本申請に伴う、権利の取得については周辺農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断をいたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第41号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第41号について、原案のとおり可決すること、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1、No.2については、9番 木村富士男委員、No.3については、14番 横山敏光委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番木村です。農地法第5条 所有権移転案件No.1について、補足説明いたします。去る7月9日午前10時15分ごろから、譲受人の〇〇〇さん、〇〇〇行政書士の〇〇〇さん、推進委員の鈴木さん、小林次長と私の5人で現地調査及び聞き取り調査を行ないました。譲渡人の〇〇〇さんは欠席でありました。こちらは顛末書付きの案件です。本案件は、平成3年度に賃貸契約により借り受けし、建築業をしていた〇〇〇さん本人が、建築工事用の作業場を建築しました。申請地の隣には昭和55年に新築した自宅があります。現地は、〇〇〇町の〇〇〇集落と〇〇〇集落の真ん中に位置する場所にあり、杉の木や雑木が生い茂る道路沿いにあり、道路の反対側の東側には田んぼがありましたが、申請地側には耕作されている農地は見受けられませんでした。賃貸契約当時は、現場の確認のみで、賃貸借契約には双方とも台帳上農地であることに気付かなかったとのことで、深く反省しており、今後このようなことを二度と行わないよう、細心の注意を払って参るとのことでした。

続きまして、案件No.2について、ご報告いたします。去る7月10日午前9時15分から、譲受人の〇〇〇さん、譲渡人の〇〇〇さん、行政書士の〇〇〇さん、推進委員の鈴木さん、小林次長と私の6人で、現地調査及び聞き取り調査を行ないました。本案件は、市道の拡幅により移転を

余儀なくされたものであり、住宅兼作業所の一部がなくなってしまったことで、東側に隣接する〇〇〇さんの休耕田を譲り受け、農機具展示場兼作業所、露天駐車場、雪捨て場として利用したいとのことでした。雨水等は新しく出来る水路の方に流すとのことでした。建物についても平屋建てのため日照等の周辺への影響はないと判断いたしました。よって、今回の申請については、何ら問題ないと判断いたしました。以上です。

○横山敏光委員

〔所有権移転のNo.3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番横山です。農地法第5条第1項の規定による所有権移転 案件No.3 について、現地調査を行ないましたのでご報告申し上げます。去る7月11日木曜日 午前9時ごろ、譲渡人側からは〇〇〇さん本人と〇〇〇さんの奥さんが出席されました。譲受人の〇〇〇工業からは、〇〇〇課長、〇〇〇主任、代理人の〇〇〇行政書士が出席されました。農業委員会からは、私と小林委員、事務局からは高橋主事が出席しました。そして、〇〇〇工業の開発行為が福島県農業会議の常設審議委員会の案件ということでありまして、委員であります京野会長、事務局の小林次長が立ち会われました。転用の目的は、油圧ホースの製造を行う〇〇〇工業の工場の増設並びに社員や来客用の露店駐車場や緑地、雪捨て場、道路の拡張などを行うものであります。委員の皆さんもご承知であると思っておりますが、当初の計画では既存工場の排水が周辺水田の用水路に排水をするというものでありましたので、関係する4集落からは用水路への排水計画を変更し、隣接する姥堂川への排水を求める要望が出されておりました。また、〇〇〇土地改良区からの喜多方工場の排水が4集落の用水路に直結しているという現状から、農振除外にあたりまして用水路と排水路の分離を条件に同意をした経緯がありました。しかしながら、3月14日に行われました4集落と〇〇〇工業との話し合いでは、4集落からの要望が1つも受け入れられず、決裂する事態となりました。決裂を受けて〇〇〇工業は、解決策を模索することになりまして、関係者及

び関係機関から意見を求めることになった次第でございます。結論から言いますと、お手元に配布しましたカラー刷りの土地利用計画図を見ながら説明をしますけれども、増設第二工場オレンジ部分ですが、その左側の露店駐車場の上が緑色になっています。これは調整地になっています。この調整地に既存工場と新しい工場の排水のすべてを集めて、駐車場の上の調整地、ここには浄化施設を設け排水を浄化して排水するということになりました。その上に赤い線が見えると思いますけれども、これから〇〇〇工業が新しく申請する30メートル程になると思いますが、排水になります。その先に斜め左上の方に矢印が見えると思いますが、これが姥堂川に繋がる既存の排水路になります。そこに赤い排水路が接続することになりました。〇〇〇工業はそれまで、姥堂川に流れ込む排水路があるということに気が付かなかったということでございます。関係者のアドバイス等々で、この排水路を利用することに計画を変更することとなりました。ちなみに斜め左上の排水路の下に逆に2本の線がありますけれども、これが4集落が要する水田の用水路になります。これは三吉幹線からの一本木分水と姥堂川から取水する水利になります。これによりまして、〇〇〇工業からの排水はすべて隣接水田に流入することなく、姥堂川に流れ用水と排水の分離が実現することとなりました。これによりまして、関係4集落も〇〇〇工業の改善策に同意することになった次第でございます。現地確認では、こうした内容を〇〇〇工業の代理人であります、〇〇〇行政書士から詳細に説明を受け、計画に問題がないことを確認した次第であります。以上で報告を終わります。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第42号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第42号について、原案のとおり可決すること  
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号については、原案のとおり可決することに決定い  
たしました。

○議長

続きまして、「議案第43号 現況確認証明申請について」を議題とい  
たします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1、No.2について、12番 小沢勝則委員より現地調査の結果、並び  
に補足説明がありましたら報告を求めます。

○ 小沢勝則委員

〔No.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

12番小沢です。現況確認証明申請 案件No.1について、報告いたしま  
す。去る7月10日午前11時ごろ、現地にて申請人の〇〇〇さんは欠席で、  
代理として母親立ち会いのもと、山都支所の安部氏と鈴木委員、田中推  
進委員と私で現地確認を行いました。現地は、山間部のため耕作する方  
もなく、労働力不足により荒れてしまったとのこと。山林としての  
申請地3筆は、進入路も荒れていました。

続いて、案件No.2について、報告いたします。こちらと同じ日の午前10時半ごろ現地にて申請人の〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。こちらは山崩れで土砂が入り、耕作が出来なくなり原野化したとのことです。申請地は、山の上に位置していて、周辺の農道からも遠く、機械の乗り入れも大変困難な場所であり、労働力不足でもあり非農地化したものです。2件とも周辺の農地に支障を及ぼす恐れはないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第43号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第43号について、原案のとおり可決すること  
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号については、申請書のとおり許可することに決定  
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第44号 農業振興地域整備計画の変更（案）につ  
いて」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔農振除外1件、用途変更1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第44号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第44号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第45号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用権設定5件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第45号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、横山委員。

○横山敏光委員

14番横山です。利用権設定の件について、確認ですが、〇〇〇さんは何を作付けされるんでしょうか。また、無償ということなんですが、な

ぜ無償なのか確認のためお訪ねしたいと思います。

○事務局

横山委員のご質問にお答えいたします。こちらの作付けにつきましては、そばを予定しているとのことでございます。なお、この無償という部分についてですが、労働力不足でただ農地を荒らして置けないということを鑑みて、周辺で耕作している〇〇〇さんをお願いしたいということで、申請が進められたものでございます。

○議長

横山委員よろしいですか。

○横山敏光委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第45号について、原案のとおり可決すること  
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号については、原案のとおり可決することに決定  
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第46号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案） 3 件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第46号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林千代松委員。

○小林千代松委員

13番小林です。再転貸の案件No.1 についてですが、期間が1 年ということで、令和6 年の8 月から令和7 年の3 月末までということですが、参考までに作付けは何をされているのでしょうか。

○事務局

こちらの現況が田となっておりまして、水稻ということで作付けされているようでございます。

○議長

小林委員よろしいですか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第46号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第8回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 14：23